

中小企業家同友会全国協議会 御中

2020年7月9日

一般社団法人東京中小企業家同友会

代表理事 三宅一男

副代表理事・政策渉外部長 矢倉 保吏

### 東京同友会 第三次補正予算への要望について

政府が国会休会中に第三次補正予算に向けた検討を行っている中で、中小企業として要望すべき事項について一般社団法人東京中小企業家同友会において意見を取りまとめました。国際的にはコロナ禍の収束が見通せず、その影響の長期化や感染拡大の第二波の可能性が示唆される中、今後も危機対応に迫られる中小企業の現状に即した融資制度を提案いたします。

この間の緊急融資や給付金制度による資金調達で休業要請や需要の急激な収縮に対応できた中小企業は少なくありません。しかし、全ての中小企業が資金調達できたとは言えないこと、また、今後の影響の長期化や第二波の影響により追加的に資金調達が必要となる局面も想定されることから、迅速に資金調達が行われる貸付・保証制度の改善を要望することが肝要であると考えます。

東京同友会では、以下の「コロナ特別短期貸付」および「コロナ特別短期保証」を立案し、第三次補正予算において必要な法的措置ならびにこの制度を担当する日本政策金融公庫・信用保証協会に対する出資金の計上を提案いたします。

#### 「コロナ特別短期貸付」及び「コロナ特別短期保証」の概要

- ・ 資 格：中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）  
コロナ特別短期貸付は、日本政策金融公庫から借入を行ったことがある企業  
コロナ特別短期保証は、信用保証協会付で民間金融機関借入を行ったことがあり、今回の申込みについて取扱い金融機関から「確認書」が提出される企業
- ・ 貸付期間：1年
- ・ 返 済：期日一括（期間中は返済不要）
- ・ 更 新：1年後に現行の特別貸付・現行の特別保証の要件を満たす場合には更新可能とする。満たさない場合には分割返済に条件変更する。また要件を満たす場合には資本性劣後ローンへの転換も可能とする。
- ・ 貸付金額：1億円または月商（年商/12）6月分以内（別枠）

この制度の特徴は、迅速な審査（申し込みから入金までを1週間以内と想定）にあります。貸付期間を1年後として更新時にコロナ禍の影響を審査するため、初回申し込み時に売上要件等の審査の必要を省略することが可能になります。また、申し込み金額についても貸付条件や保証期間による審査を行わず、1億円または月商（年商／12）6か月分以内のいずれかの条件範囲で申し込み金額通り貸し付けることとします。

資格について、上記条件以外の企業であっても、現行の特別貸付ないし特別保証との住み分けが可能となることで迅速な審査が受けられ、円滑な資金調達ができるメリットに浴することがあります。

期日到来時には更新を可能とし、分割弁済への条件変更や資本金劣後ローンへの転換も可能なものとしており、同時に利用企業の状況に応じた中長期の視点での対応を可能としています。

いち早く資金調達したい中小企業の実情に対応するこの制度について、今後、中小企業家同友会全国協議会が取りまとめる要望・提言に付け加えることを提案いたします。

以上